

一般社団法人 医療産業イノベーション機構 会則

第1条 (名称)

当機構は、一般社団法人医療産業イノベーション機構と称する。英語表記は、「Medical Industry Innovation Institute」と称し、略称は「MIII」とする。

第2条 (目的)

当機構は、世界の人々の健康・QOLの向上のため、新たな医薬品、医療機器、医療技術、医療・健康サービスの研究開発と、より良い医療基盤の構築に向けた医療産業の経営課題・社会的課題の解決に寄与し、次世代の医療産業を担う人材の育成と産業の健全な振興に貢献することを目的とする。

第3条 (事業)

当機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 年次総会、研究会、講演会、セミナー等の開催
- (2) 当機構の対象とする領域における調査の実施
- (3) 当機構の対象とする領域における政策提言
- (4) ニュースレター、図書及び出版物等の刊行
- (5) 外部団体との交流及び連携
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第4条 (会員の種別)

当機構の会員は、次の5種とする。

- (1) 正会員 一般会員、賛助会員、特別会員、アドバイザーの中から理事会により推薦された者
 - (2) 一般会員 当機構の目的に賛同し、活動への参加を希望する個人
 - (3) 賛助会員 当機構の目的に賛同し、活動を後援する個人、法人又は団体
 - (4) 特別会員 当機構に対する特別の貢献が認められる個人、法人又は団体のうち理事会により推薦された者
 - (5) アドバイザー 医療関連産業における特別の功労があり、理事会により推薦された者
- 2 なお理事長もしくは理事会が特に認めた場合は、会員からの申請に基づき当該会員の会員種別を変更することができる。

第5条 (入会)

一般会員、賛助会員、又は特別会員として入会しようとする者は、所定の様式による入会申込書（または電子文書）を提出し、理事長の承認を得なければならない。ただし、アドバイザーは、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって足りる。

第6条 (会費)

会員の会費は、次の通りとする。ただし、役員、特別会員、アドバイザーは会費を納めることを要しない。

- (1) 一般会員 年額12,000円
 - (2) 賛助会員 年額 一口 100,000円 (非営利法人、従業員99名以下の営利法人、個人)
年額 一口 1,000,000円 (従業員100名以上の営利法人)
 - (3) 正会員 それぞれ正会員になる以前の会員種別に応じて、相当の会費を納入する。
- 2 年度途中での入会にあつては、入会の月より月割計算を以て、その年度の分を入会と同時に納入するものとする。
- 3 特別な事情を有する会員が理事会に申請し、これを理事会が認めた場合には、年会費を減免することができる。

第7条 (退会)

会員が当機構を退会しようとするときは、理由を付して理事会あてに退会届を提出しなければならない。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 成年被後見人、又は被保佐人となったとき
- (2) 死亡したとき、又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 法人又は団体の賛助会員が消滅したとき
- (4) 会費を2年以上支払わず、支払いの催告に応じないとき

2既に納入した会費その他の抛出金品は返金しない。

第8条 (役員の設置及び員数)

当機構に次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内 (うち、理事長1名)

監事 1名以上

第9条 (役員を選任)

理事及び監事は、総会において正会員の中より選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事長は、理事会において理事の中から選定する。

第10条 (理事の職務・権限)

理事は、理事会を構成し、当機構の業務を執行する。

2 理事長は、当機構を代表し、当機構の業務を執行する。理事長に事故ある時は、理事がその職務を代行する。

第11条 (監事の職務・権限)

監事は、当機構の業務及び財産の状況を監査する。

2 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。

第12条 (役員任期)

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了するときまでとする。

4 第1項の規定にかかわらず、増員された理事の任期については、他の理事の任期満了のときまでとする。

第13条（事業年度）

当機構の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

第14条（会則の変更）

本会則の変更および細則の作成変更には理事会の承認を得る。

2 本会則に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度理事会の定めるところによる。

付則

本会則は、2011年10月1日から施行する。